

●香川県告示第349号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成24年7月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
サンポート高松交流拠点施設駐車場、玉藻地区ハーバープロムナード第1駐車場、港湾緑地第2駐車場及び港湾緑地第3駐車場の使用料の収納事務	略			サンポート高松交流拠点施設駐車場、玉藻地区ハーバープロムナード第1駐車場、港湾緑地第2駐車場及び港湾緑地第3駐車場の使用料の収納事務	略		
県営住宅の家賃の徴収事務	略			サンポート高松交流拠点施設国際会議場及び展示場の使用料の徴収事務	シンボルタワー開発株式会社	高松市サンポート2番1号	平成18年4月1日
略				県営住宅の家賃の徴収事務	略		
略				略			